とよはしインターネットモニター設置要綱

(趣旨)

第1条 市政に関する市民の意見や感想を迅速に把握し、今後の市政運営にいかすことを目的 として、とよはしインターネットモニター(以下、「モニター」という)を設置する。

(活動内容)

- 第2条 アンケートの通知を受けたモニターは、インターネットを利用してアンケートへの回答を行うものとする。
- 2 前項の場合の送受信等に係る通信費用は、モニターの負担とする。

(定数)

第3条 モニターの定数は400人とする。

(任期)

第4条 モニターの任期は登録日から当該年度3月31日までとする。

(資格等)

- 第5条 モニターは次に掲げる要件に該当する者とし、市長が登録する。
 - (1) 市内に住む者であること。
 - (2)満18歳以上であること(高校生等を除く)。
 - (3) インターネットを利用できる環境があること。
 - (4) 本人が使用できるメールアドレスを取得していること。
 - (5) 豊橋市の職員、又は公職選挙法による公職者でないこと。
- 2 申込みは、インターネットを利用して行うものとする。

(登録の変更)

第6条 モニターは、登録時点から、住所、氏名、メールアドレス等を変更した場合は、速やかに市長に変更を届け出るものとする。

(禁止行為)

- 第7条 モニターは、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 虚偽の内容で、又は重複してモニターとして登録を受ける行為
- (2) 虚偽に、又は不正に回答をする行為
- (3) 自己の利益のためにモニターを利用する等、当該事業の適正な運営を妨害する行為
- (4) その他市長が不適当と認める行為

(登録の抹消)

- 第8条 第4条の規定にかかわらず、市長は次の事項に該当する場合は任期中であっても 登録を取り消すことができる。
 - (1) 第5条第1項に掲げる要件を欠いたとき。
 - (2) 前条に規定する禁止行為に該当する行為があったとき。
 - (3) モニターから脱退の申し出があったとき。
 - (4) 登録したメールアドレスに、3回以上連続してメールが到達しなくなったとき。
 - (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(結果の公表)

第9条 アンケートの結果は広報広聴課が集計し、当該モニターの承諾なしに公開し、又は利用することができるものとする。

(謝礼)

- 第10条 登録期間内のアンケートにおいて、回答率が70%以上有効な回答をしたモニター に対し、謝礼を提供するものとする。
- 2 謝礼は、毎年度予算範囲の定めるところによるものとする。
- 3 謝礼は、登録期間における全てのアンケートの終了後に、モニターがあらかじめ登録した 住所に送付するものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 市長は、モニターの個人情報を厳重に管理するものとする。
- 2 市長は、登録されているモニターの個人情報を目的以外に利用しないものとする。
- 3 市長は、アンケートの結果を利用し、又は公表する場合においては、当該回答をしたモニターを特定できないようにして行うものとする。

(本制度の変更、一時停止及び中止)

- 第12条 市長は、事前の告知又はモニターの承諾の有無にかかわらず、モニター制度を変更 し、一時停止し、又は中止することができる。
- 2 市長は、前項の変更、一時停止又は中止によってモニターに発生した不利益又は損害の責任を負わないものとする。

(庶務)

第13条 モニターに関する庶務は広報広聴課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。